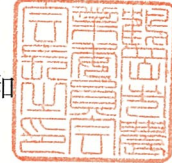


共有者不明農用地等に係る公示

下記共有者不明農用地等は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の2第2項による探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第21条の3の規定に基づき定めようとする農用地利用集積計画と併せて公示する。

令和2年7月10日

鶴岡市農業委員会会長 渡部長 和



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	設定しようとする権利の種類	利用目的	始期	存続期間	10a当たりの借賃	賃借の相手方	支払方法
鶴岡市民田字五百刈6番	田	2946	賃借権	水田	令和3年3月22日	10年	14,000円	公益財団法人やまがた農業支援センター	口座振込

2 この公示は、共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
- (2) 当該農用地の所在、地番、地目、面積
- (3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して6か月以内に異議を述べなかった場合には、法第21条の4の規定に基づき、農用地利用集積計画について同意をしたものとみなす。

6 当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から 15 年以上あるものである。



# 農用地利用集積計画書(案)

## 1. 申請者及び権利等

整理番号	
------	--

受付 コード		(A)借 人 (譲受人)	(A)住所	コード番号 ( )	氏名 (同意印)
			山形市緑町一丁目9番30号		
公告日	令和3年3月22日		(B)借 人 (譲渡人)	(B)住所	コード番号 ( )
登録	①新規 3.移転	2.再設定 4.転貸	鶴岡市民田字天王前10番地		フリガナ
					イガラシ カズヤ (同意印) 氏名 共有者 五十嵐 一也

## 2. 権利を設定・移転しようとする土地の表示等(各筆明細)(筆数が20筆以上の場合は、別紙を添付)

区域	大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	利用目的	10a当りの借賃 又は対価(円)	(B)以外の 権原者の同意	備考
				公簿	現況					
	民田	五百刈	66	田	田	2,946	水田	14,000		
計	1筆		2,946 ㎡ (田	2,946 ㎡、畑		㎡、その他				㎡)

## 3. 権利の設定・移転等の内容

① 権利の種類	② 権利の設定等の別	③ 法律関係	④ 権利設定・移転の時期	⑥ 支払方法
① 賃借権 ロ. 所有権 ハ. 使用貸借 ニ. 経営受委託	① 設定 ロ. 移転 ハ. 転貸	① 賃貸借 ロ. 売買 ハ. 使用貸借 ニ. 交換 ホ. 経営受委託	令和3年3月22日	イ. 現金 ロ. 口座 ハ. 物納 ニ. 無償
			⑤ 権利の存続期間・終期	
			10 年間 令和13年3月21日	
⑦ 支払期限	⑧ 土地の引渡時期	⑨ 借賃又は対価(総額)		
毎年12月20日	令和 年 月 日	41,244 円		

## 4. 共通事項 ----- 裏面のとおり

【注】 15年以上(※)の借受期間を設定した農用地等については、機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をい、機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業)が行われることがあります。  
 ※ 15年以上とは、機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものです。

#### 4 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、2の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

##### (1) 利用権の設定

2の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

##### (2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「乙」という。）は、当該土地の2の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

##### (3) 借賃の変更

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の変更にあたっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に変更する。

##### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、3の権利の内容に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

##### (5) 転貸

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

##### (6) 借賃の減額

利用権の当該土地が農地である場合で、転借人から乙に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

##### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

##### (8) 当該土地の担保差入等の禁止

甲は、当該土地について、契約期間中は、これを担保に供する等他の権利の設定を行ってはならないものとする。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りでない。

##### (9) 修繕及び改良

ア 当該土地の修繕及び改良が土地改良法（昭和24年法律第195号、以下同じ）に基づいて行われる場合には、同法の定めるところによることとするが、当該土地についての事業参加者は原則として甲とする。ただし、やむを得ない事情により土地改良事業の参加者となる意志がない等の場合は、甲、乙及び転借人が市町村（農業委員会）と協議してその指示を受けるものとする。

イ 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。緊急を要するとき又は甲において修繕することができない場合で、乙が甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求するものとする。

ウ 乙は、甲の同意を得て転借人に当該土地の改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

##### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の組員資格、賦課金等は、当該土地改良区の定めるところによる。

なお、土地改良区組員資格得喪が発生する場合、得喪通知書を忘れずに当該土地を所管する土地改良区に提出すること。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

##### (11) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」（平成25年法律第101号）第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

##### (12) 利用権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。

##### (13) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

##### (14) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

##### (15) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

##### (16) その他

ア 手数料については、公益財団法人やまがた農業支援センター特例事業等に係る手数料等に関する規程第3条の規定により、農地中間管理事業に係る補助対象期間は免除するものとする。

イ この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

法第 21 条の 3 第 1 項第 5 号に基づく異議の申出書

令和 年 月 日

鶴岡市農業委員会会長 様

住所：

氏名： 印

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 21 条の 3 第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記共有者不明農用地の共有持分を有することを申し出るとともに、下記共有者不明農用地に係る公示に対して異議があることを申し出ます。

記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)
鶴岡市民田字五百刈 6 6 番	田	2946

2 本申出の趣旨

--

3 権限を証する書類（別添）（※）

(1)

(2)

※ 権限を要する書類は、戸籍謄本等当該共有者不明農用地等について共有持分を有することを証する書類を添付願います。

(記載要領)

- 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 「本申出の趣旨」については、異議の具体的な内容について記載してください。

(備考)

- 共有者不明農用地等の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- なお、異議については、必要事項が記載されていれば本様式によらず申し立てることが可能です。